

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月17日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第8号

熱海市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

熱海市国民健康保険税条例（昭和35年熱海市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び第5条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える。

第6条の見出し中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第1号中「第27条」を「第27条第1項」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削る。

第19条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第27条中「場合は」を「場合には、」に改め、同条第1号中「第703条の5に規定する総所得金額及び」を「第703条の5第1項に規定する総所得金額及び」に、「法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）」を「同項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）」に、「第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項」を「第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第2号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条第3号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4,830円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 8,050円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万2,880円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,100円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 810円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,350円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 2,160円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2,700円

第27条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第2条中「第27条」を「第27条第1項」に、「同条中」を「同項中」に、「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第3条、第4条及び第6条から第13条までの規定中「第27条」を「第27条第1項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の見出しの改正規定、第5条の見出しの改正規定、第6条の見出しの改正規定、第7条の改正規定、第27条の改正規定（「場合は」を「場合には、」に改める部分及び同号ア及びイ中「係る」の次に「基礎課税額の」を加える部分に限る。）及び第27条の2の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改める部分及び「第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の熱海市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。